

重要事項説明書

甲に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供開始にあたり、平成12年厚生労働省令第38条第4条、平成18年厚生労働省令第37条4条に基づき、事業所が甲に説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者

事業者名称	株式会社はな華
事業者所在地	愛知県名古屋市緑区大高町字一色山28番地
代表者	代表取締役 近藤浩嗣
電話番号・FAX番号	052-829-1007 ・ 052-829-1008
設立年月日	平成26年5月21日

2、事業所の概要

事業所名	みどり居宅
事業所種類	居宅介護支援事業所 ・ 介護予防支援事業所
指定事業所番号	2371404936
所在地	愛知県名古屋市緑区大高町字中の島46番地の1
管理者氏名	山形 操 (ヤマガタ ミサオ)
電話番号	052-602-8710
FAX番号	052-602-8711
開設年月日	令和7年2月1日

3、事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社はな華が開設するみどり居宅（以下「乙」という。）が行う居宅介護支援、 <u>介護予防支援</u> の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む。以下同じ。）が、 <u>要介護状態</u> 、 <u>要支援状態</u> にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。
運営方針	事業の提供に当たっては、 <u>要介護状態又は要支援状態</u> となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、 <u>利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため</u> 、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスまたは、 <u>介護予防サービス</u> 等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行

	<p>うものとする。</p> <p>4 事業の運営に当たっては、市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護支援事業者、<u>介護予防支援事業者</u>、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。</p>
--	---

4、事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	名古屋市緑区、南区、東海市、大府市 上記以外の地域の方はご相談ください
営業日	月曜日～金曜日（12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9時～午後5時

5、従業者体制

管理者	1名	常勤
介護支援専門員	2名以上	介護支援専門員 主任介護支援専門員

6、サービスの概要および利用料金

1、サービスの概要

提供するサービス名	サービス内容
アセスメント (状態の把握)	認定調査結果、主治医意見書および基本情報などをもとに、担当介護支援専門員が要介護者又は要支援者やその家族を訪問、面談を行い、現在抱えている問題点や解決すべき課題を把握、分析する。
居宅介護サービスまたは介護予防サービス原案の作成	アセスメント結果をもとに、どのような支援が必要かを検討して居宅介護サービス又は介護予防サービス計画原案を作成し、該当地域における指定居宅介護サービス事業者または指定介護予防サービス事業者の情報を甲または甲の代理人に提供する。
サービス担当者会議の開催	居宅介護サービス、介護予防サービス事業所等の担当者に対する照会等により、居宅介護サービスまたは介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的見地意見を聴取し、サービスの種類や内容、目標を決定する。
居宅介護サービスまたは介護予防サービス計画書の交付	検討、決定されたサービスの種類、内容、目標を盛り込んだ居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画書を作成し、甲または甲代理人に確認、同意を得た上で居宅介護サービスまたは介護予防サービス計画書をお渡しします。
居宅介護サービスまたは介護予防サービス事業者との連携（連絡、調整）	居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画に位置付けられたサービスがスムーズに提供されるように、各居宅介護サービス計画または介護予防サービス事業者の調整を行い、定期的に連絡調整をします。
状況の把握 (モニタリング)	居宅介護サービス計画または介護予防サービス事業者に訪問または連絡し、居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画の実施状況の把握に努め、定期的に評価を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画または介護予防サービス計画の変更を行います。

	なお、利用者の同意を得る等、一定の条件を満たす場合、訪問に替えオンラインでモニタリングを実施する場合があります。
給付管理	介護保険サービスの利用実績を管理します。

2. 利用料金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、居宅介護支援または介護予防支援について、介護保険より全額支給される為、自己負担額はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付の制限を受ける場合は、要介護度または要支援に応じて下記の金額の一部または全額をお支払いいただきます。

□要介護支援を受けられる方

(1) 基本利用料金

項目	要介護度	料金（1か月あたり）
居宅介護支援費	要介護1, 2	12,000円
	要介護3, 4, 5	15,591円

(2) 減算 以下の場合に所定の点数または割合が減算されます。

- ①乙の介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上となった場合
- ②乙と同一建物の利用者またはこれ以外の建物の利用者20名以上にサービスを提供する場合。
- ③乙が法令に定められた運営基準を満たさなくなった場合。

(3) 加算料金（ご利用者の状況により別途加算が算定されます。）要介護1～5

算定加算名		料金	算定要件
初回加算		3,315円	新規に居宅介護サービス計画を作成する場合。 要介護区分が2区分以上変更された場合に居宅介護サービス計画を作成した場合。
※1 特定事業所加算	I	5,734円	主任介護支援専門員を取得している常勤の介護支援専門員を1名以上配置している等、厚生労働大臣が定める基準を満たす場合。
	II	4,652円	
	III	3,569円	
入院時情報連携加算 I		2,762円	医療機関への入院に際し、入院日以前または入院した日のうちに医療機関に対して必要な情報提供を行った場合 ただし、営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日も含みます。
入院時情報連携加算 II		2,210円	医療機関への入院に際し、入院日翌日または翌々日に医療機関に対して必要な情報提供を行った場合。 ただし、営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日も含みます。
退院退所加算	連携1回	4,972円	入院、入所している利用者が退院、退所する場合に当該病院または施設等の職員と面談し利用者に関する必要な情報の提供を受けサービスを提供した場合。
	連携2回	6,630円	

			(カンファレンス参加なし)
	連携 1 回	6,630 円	入院、入所している利用者が退院、退所する場合に当該病院または施設等の職員と面談し利用者に関する必要な情報の提供を受けサービスを提供した場合。 (カンファレンス参加あり)
	連携 2 回	8,287 円	
	連携 3 回	9,945 円	
通院時情報連携加算		552 円	医療機関への通院に際し、利用者の同意を得て医師または歯科医師の診療に同席し、医師または歯科医師に必要な利用者の情報を提供すると共に、医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受け、居宅介護計画等に記録した場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,210 円	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅に訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅介護サービス等の利用調整を行った場合。(1 か月に 2 回を限度とする)
介護職員等処遇改善加算	一か月あたりの各介護度に応じたサービス利用単位数に各種加算減算を加減した 1 か月あたりの総単位数に、別途 2.1%相当の介護職員処遇改善加算率が加わります。		

※1 特定事業所加算は、従業者の体制が変更になり届け出をした場合に変更する場合があります。

□介護予防支援を受けられる方

(1) 基本料金

項目	要支援度	料金 (1 か月あたり)
介護予防支援費	要支援 1~2	5, 2 1 5 円

(2) 加算料金

算定加算名	料金	算定要件
初回加算	3,315 円	新規に居宅介護サービス計画を作成する場合。
介護職員等処遇改善加算	一か月あたりの各介護度に応じたサービス利用単位数に各種加算減算を加減した 1 か月あたりの総単位数に、別途 2.1%相当の介護職員処遇改善加算率が加わります。	

7. 虐待防止について

事業所は、虐待発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

虐待防止委員会	虐待防止のための対策を検討する委員会を年 2 回定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
指針	虐待防止のための指針を整備します。
研修	従業者に対し、虐待防止のための研修を年 1 回定期的に実施します。
虐待防止担当者	管理者 山形 操 (ヤマガタ ミサオ)

8、指定居宅サービスまたは指定介護予防サービス事業者等の紹介および選定ならびに前6か月間に作成したケアプラン（指定居宅サービス事業者のみ）における訪問介護などの「各サービスの利用割合」「同一事業者によって提供されたものの割合」による中立義務の説明

- ① 利用者の皆様は事業者に対して、複数の指定居宅介護サービスまたは指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- ② 利用者の皆様は事業者に対して、居宅介護サービスまたは介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービスまたは指定介護予防サービス事業者の選定の理由の説明を求めることができます。
- ③ 事業者は、以下のとおり中立義務を遵守し、居宅介護サービス等を提供しています。

（ただし、割合表示は、指定居宅サービス事業者のみとなります）

（1）前6か月間（令和7年度9月1日～2月28日）に作成した居宅サービスのケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は次のとおりです。

サービス種別	訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
割合	46%	45%	13%	53%

（2）前6か月間（令和6年度2月1日～2月28日）に作成した居宅サービスのケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合は次のとおりです。

サービス種別	順位	事業者名	割合
訪問介護	1位	ヘルパーステーションはな華	33%
	2位	訪問介護センター桃太郎	9%
	3位	ハートケアあさ風	9%
通所介護	1位	はな華デイ	33%
	2位	デイサービスセンター大生	9%
	3位	望メディカルデイサービス	3%
地域密着型通所介護	1位	デイサービスアウラ神宮南	22%
	2位	上浜乃湯デイサービスセンター	10%
	3位	機能回復センターライフアップいもと	8%
福祉用具貸与	1位	ハヤシリハビリ	43%
	2位	株式会社トーカイ名古屋南営業所	18%
	3位	株式会社ヤマシタ名古屋南営業所	10%

9、緊急時の対応

乙では、居宅介護支援または、介護予防支援の実施に際して、緊急時においては速やかに家族や主治医等に連絡その他適切な措置を講じると共に、法令に基づき名古屋市やその他関係機関へ報告します。

10、苦情受付窓口

1、事業所における苦情受付窓口

苦情受付担当者	管理者 山形 操 (ヤマガタ ミサオ)
苦情受付電話番号	みどり居宅 052-602-8710
苦情受付FAX番号	みどり居宅 052-602-8711
事業者本社	株式会社はな華総合事務所 052-829-1131
苦情受付時間	土曜日、日曜日祝祭日(12月29日から1月3日までを除く) を除く 9時 ~ 18時まで
不在時の対応方法	FAX や本社で受け付けた場合は、翌営業日に担当介護支援専門 員もしくは苦情受付担当者より電話連絡します。

2、行政機関の苦情受付窓口

名古屋市役所 健康福祉局高齢福祉部 介護保険課 東桜分室	所在地 461-0005 名古屋市東区東桜1丁目14番11号 DP スクエア東桜8階 電話 052-959-3087 FAX 052-959-4155 休業日 土日、祝休日、12月29日から1月3日まで 業務時間 8時45分から17時15分まで
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室	所在地 461-8532 名古屋市東区泉1丁目6番5号 DP スクエア東桜8階 電話 052-971-4165 FAX 052-962-8870 休業日 土日、祝休日、12月29日から1月3日まで 業務時間 9時から17時まで

11、契約解除(利用契約書と同内容)

- 1、甲は何時でも、本契約を解除することができる。ただし、契約解除により乙に生じた不測の損害を賠償しなければならない。
- 2、乙は甲に、甲及び事業者間信頼関係を損壊する特段の事由がない限り、本契約を解除することができません。
- 3、乙は、カスタマーハラスメントの観点から、従業者を守るため、甲およびご家族からの過度な要求や苦情が続いた場合は、第三者(行政等)と協議の上契約の解除をすることができる。